

CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書 (参考例)

CI-NET による EDI を利用することの合意として取引当事者は、取引当事者間において EDI に関する協定(データ交換協定書)を取り交わしておくこととされている。(建築業法第 19 条第 3 項、同施行令第 5 条の 5 第 1 項)。その協定に盛り込む項目、内容のうち運用するシステムの内容等運用仕様書として取り決めることが望ましい。また、システム運用に関わる者および連絡先等の事項については、運用仕様書を確認の上運用条件確認書として取り交わすことが望ましい。本運用仕様書はその際の参考となるものである。

なお、本参考例は一般財団法人建設業振興基金が策定した「CI-NET LiteS 実装規約*」による EDI の運用を前提に記述している。

- * CI-NET LiteS 実装規約は、建設産業における電子商取引の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。これにより、システムを開発する方の負担が軽減されることを意図している。

■CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(参考例)

1. 目的

本運用仕様書は、「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書(参考例)」第 4 条にもとづき、取引関係情報等の交換に係わる運用上の取扱いについて定め、CI-NET による EDI を利用した業務の運営を円滑かつ合理的に推進することを目的とする。

2. 用語の定義

- 1) EDI(ElectronicData Interchange)
電子データ交換。企業間における取引関係情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。
- 2) AP(access point)
ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。
- 3) ASP サービス
インターネットなどを通じてソフトウェアを利用させるサービス。
ASP(Application Service Provider)は、そのようなサービスの提供者。
- 4) ISP(Internet Services Provider)
インターネット接続業者。
- 5) アドレス
CI-NET による EDI の利用に際し、取引当事者である甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。
以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレス

2019年4月25日

第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)／

第5節 電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書

を「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

3. 運用条件確認書

甲および乙の連絡先、使用するソフトウェア、通信環境、運用日時等の諸情報は「CI-NETによる電子データ交換に関する運用条件確認書(以下「運用条件確認書」という。)」において定め、CI-NETによるEDI利用のため、取引を行う相手方すべてに対して開示しなければならない。

システムの変更その他の事由により運用条件確認書を変更する必要がある場合には、必要に応じ、修正を行い、取引のある相手方すべてに対して開示しなければならない。

4. システムの内容

(1) システムの概念図およびシステム構成

CI-NETによるEDIを行うにあたり、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

甲、乙はともに自らの責任で、通信環境を整え取引関係情報の交換を可能としない

【補足】

システム構成には、さらに接続環境、機器設定などの実施者および手順等の仕様を明確にしておく必要がある。

2019年4月25日

第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET 運用諸規則)／

第5節 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書

介して相手方と送受信するシステム構成がある。

- ・自社で CI-NET による電子データ交換システムを構築する場合：A、B、E および G 社
- ・ASP サービス等を利用する場合：C、D、F および H 社

実際には、甲および乙のシステム構成に合致する図を運用仕様書に記載することになる。

7.費用負担および8.責任範囲の図も同様である。

(2) システムの適用範囲

本システムは、CI-NET による EDI を行う甲乙間の各業務について、甲乙合意のもと CI-NET LiteS 実装規約に規定するメッセージに適用する。

(3) アドレス

甲および乙は、CI-NET による EDI 専用のアドレスを用意する。

【補足】

複数の取引先との間で CI-NET による EDI を実施する場合も、取引先ごとに個別のアドレスを用意する必要は無い。

5. 運用手順

(1) 取引関係情報等の内容

CI-NET による EDI で交換する取引関係情報および受信確認メッセージの内容に関する取扱いや解釈は、CI-NET LiteS 実装規約に従う。

(2) セキュリティ方式

取引関係情報および受信確認メッセージを送信する際のセキュリティ処理は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。

(3) 通信プロトコル

通信プロトコル等は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。

(4) 取引関係情報等の受信確認メッセージ

受信確認メッセージは受信した取引当事者が、受信した事実、すなわちシステムの障害や機器の障害などがなく、送信内容が受信された事実を連絡するものであって、到着した事実を確認する機能を持つ。ただし、この受信確認メッセージ自体は意思表示ではなく、また取引関係情報の提供でもないので注意しなければならない。

6. 安全対策

(1) 安全確保のための手順

甲および乙は、自身の「秘密鍵」を安全に保持する。そのための社内規則、権限行使にかかる規則等を定め、万全な安全管理を確保しなければならない。

(2) 伝達するデータの容量

1回の送信で伝達するデータのサイズは、____KB までとする。

(3) バックアップのためのデータ保存

甲および乙は、データの未達、相手方における読み出し不能等に備えるため、

20190401 版

自身が送信した取引関係情報、相手方から受信した取引関係情報を必要な期間保存する。

(4) 障害発生時の対応

甲および乙は、CI-NET による EDI に障害が生じた場合、あるいは障害が発生することが判明した時は、「運用条件確認書」に定める相手方の責任者に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。

(5) コンピュータ・ウイルスへの対応

甲および乙は、相手方へのコンピュータ・ウイルスの感染を未然に防ぐため、自身の装置、ネットワーク環境へのコンピュータ・ウイルス感染の防止対策を実施し、さらに診断と対応に努め、問題を発見した場合は直ちにこれに対処する。

7. 費用負担

CI-NET による EDI の利用に要する費用の負担は、導入する当事者が自らの費用部分を負担する。

(1) 初期導入費用； 初期導入費用としては以下の項目があげられる。

コンピュータ、基本ソフトウェア(OS)、CI-NET 対応アプリケーションソフトウェアもしくは ASP サービス利用時の初期登録費、インターネット通信回線開設費、企業識別コード登録料、認証局により発行された電子証明書(公開鍵付き)初期登録費

(2) 運用費用； 運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費(用紙、電気代など)、メールサービス等利用料、CI-NET 対応ソフト・ASP サービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等

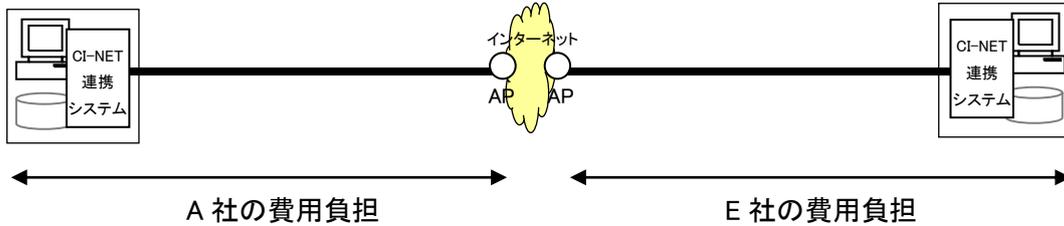
第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)／

第5節 電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書

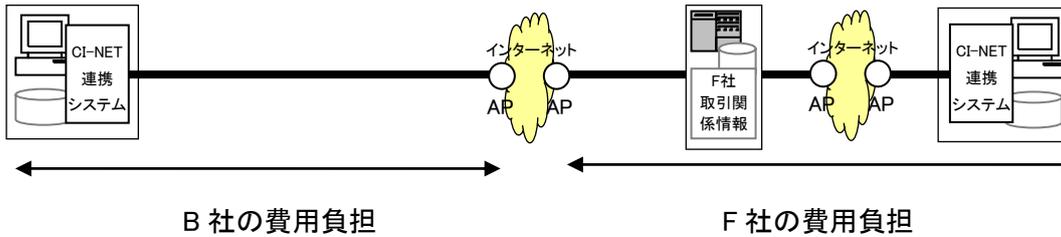
<発注者(甲)>

<受注者(乙)>

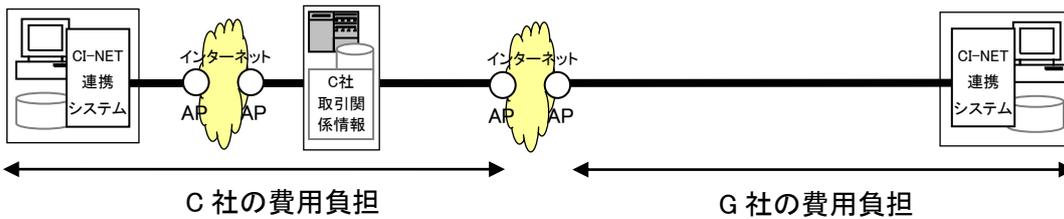
A社は直接E社に送信する → E社は直接受信する
 A社は直接受信する ← E社は直接A社に送信する
 A社 E社



B社は直接F社に送信する → F社はASPを利用して受信する
 B社は直接受信する ← F社はASPを利用してB社に送信する
 B社 ASPサービス F社



C社はASPを利用してG社に送信する → G社は直接受信する
 C社はASPを利用して受信する ← G社は直接C社に送信する
 C社 ASPサービス G社



D社はASPを利用してH社に送信する → H社はASPを利用して受信する
 D社はASPを利用して受信する → H社はASPを利用してD社に送信する
 D社 ASPサービス ASPサービス H社

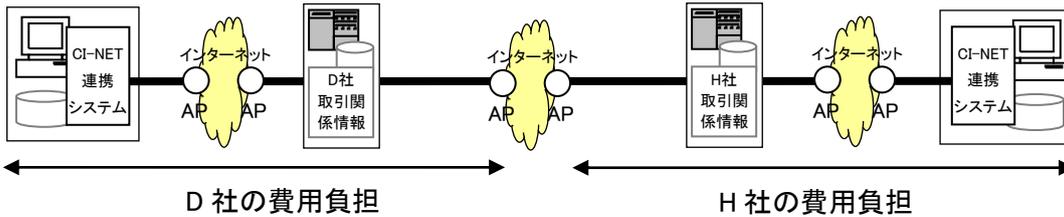


図 4.5-2 費用負担例

第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)／

第5節 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書

【補足】

ASP サービスあるいは市販ソフトウェアを利用する場合の責任範囲については、採用するシステム構成に応じて、そのベンダとの契約内容を確認していただきたい。

9. 運用体制、連絡方法

運用体制および連絡方法は、運用条件確認書において定める。

10. 変更の方法

甲および乙は、本運用仕様書の記載内容に変更が生じた場合、その旨の内容変更を遅滞なく相手方に申し入れる。

甲乙いずれかが本運用仕様書の内容変更を相手方に申し入れた場合は、相手方は誠意をもって協議に応じるものとし、「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書」の有効期間中であっても甲乙協議して本運用仕様書を変更することができるものとする。

「CI-NET による EDI に関するデータ交換協定書」改訂時には、あわせて本運用仕様書も検討し、必要に応じて改訂する。

11. 参照書類

- ・ CI-NET 標準ビジネスプロトコル
- ・ CI-NET LiteS 実装規約

20190401 版

■CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用条件確認書¹(参考例)

(1)連絡先 _____年____月____日

		甲	乙
企業名			
法人番号 ²		□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□
本・支店名			
所在地		〒	〒
システム 運用責任 者	部署		
	氏名		印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		
システム 技術責任 者	部署		
	氏名		印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		

(2)通信環境

		甲	乙
標準企業コード ³		□□□□□□-□□□□□□	□□□□□□-□□□□□□
EDI用アドレス ⁴			
利用するASPサービス名、ソフトウェア名あるいはプロバイダ名(サポート電話番号)		()	()

(3)運用日時

甲および乙の営業日の **時より **時の間とする。

¹ 運用仕様書を確認の上、運用条件確認書を取り交わす

² 法人番号：国税庁より指定・通知された法人番号13桁。個人事業主等で通知されていない場合は記載しない

³ 標準企業コード：12桁。企業識別コード(6桁)+枝番(6桁)

⁴ EDI用アドレス：利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスを、ebMSの場合にはFQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくはIPアドレスを記載する